

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年4月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：アンゴラ国初等教育に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業 務 名 称：アンゴラ国初等教育に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00104

【内容構成】

第 1 章 入札の手続き

第 2 章 特記仕様書

第 3 章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 4 月 16 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第 1 章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アンゴラ国初等教育に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025 年 6 月から 2026 年 3 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ基礎教育第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 4 月 22 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025 年 4 月 22 日（上記同日）正午 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 4 月 25 日 まで
4	入札書（電子入札システム）	2025 年 5 月 9 日 12 時まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

	へ送信)、別見積書・技術提案書の提出日	
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時(入札会)	2025年5月22日 14時
7	技術評価説明の申込日(落札者を除く)	入札会の日翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、ます。なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/5QshY4wPLU>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書(入札価格)

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書(または別見積書)」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）
には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

アンゴラ共和国（以下「アンゴラ」という。）の教育関連指数は、識字率 72%（男性 83%、女性 62%）、初等教育就学率 85%（男性 87.8%、女性 82.25%）（2022 年、UNESCO）にとどまっている。このような状況下、アンゴラ政府は人材開発（特に雇用、教育、健康、起業家支援、職業訓練）を重点課題の一つとした中期開発計画「国家開発計画 2027（PDN2027）」（対象期間 2023 年～2027 年）を策定。現大統領も 2022 年の総選挙後の国会にて「国家が出来る最大の投資は、国民、特に若者への教育にある」と教育における政策の重要性を強調した。また、政府による今後の教育分野での取組みとして、就学前、初等、中等、高等、就業前にわたって多層的に言及され、教員育成、学校建設、奨学金制度の充実等が例示された。

PDN2027 内では教員 1 人あたりの生徒数の軽減、教員採用率の大幅拡大、カリキュラムと教員の質の向上などを通じ、教育へのアクセスと教育の質を高める政策を掲げている。教育省は長期戦略「アンゴラの教育 2030（Educar Angola 2030）」を策定し、2030 年までに①識字率向上、②初等・中等教育の義務化・無償化、③技術・職業教育、高等教育の発展、④性別、障害、民族を問わず平等に教育を受けられることを目標に掲げている。また、2025 年 3 月現在、5、6 年生 7 教科のカリキュラム改訂が行われており、将来的には 1～4 年生及び前期中等教育課程のカリキュラムも改訂することを想定している。

JICA は、現地教育関係者からヒアリングした情報及び新カリキュラムドラフトをもとに、初等教育分野にかかる行政官・技官の能力向上が必要であり、優先度が高いことが確認できたため、2024 年度より国別研修「初等教育の質向上」を実施し、教育省関係機関の能力強化に取り組むことにした。初年度の研修では、小学校 5 年生の算数の新カリキュラムドラフトを元に、教育省のカリキュラム改訂チームのメンバーを対象に指導計画案策定までの能力向上を支援した。2025 年 3 月のフォローアップ調査時には、研修員を含むカリキュラム改訂チームが引き続き 5、6 年生のカリキュラム改訂作業を行い、5 年生の新カリキュラムのパイロット活動を実施しているこ

と、2025 年 9 月開始の学年度には 6 年生のパイロット活動を実施することが確認できた。

第 2 条 調査の目的と範囲

上記カリキュラム改訂作業の現状を受けて、今回の情報収集・確認調査では、JICA 課題別事業戦略の「教科書・教材開発を中心とした学びの改善クラスター」に基づく支援可能性を検討するため、特に小学校算数教育を中心とした基礎情報を収集し整理すること、カリキュラム改訂状況や教科書作成及び普及プロセス（CPD 含む）に関する協力ニーズを洗い出すことを目的とする。

第 3 条 調査実施の留意事項

新カリキュラムに関する公式な教育政策や活動計画に関するドキュメントが存在しないため、これまで情報収集手法は関係者聴取に頼らざるを得ず、獲得された情報の正確性等に問題があった。よって、今回の調査では小学校算数科を中心として第 4 条に記載する基礎情報を三層カリキュラムに沿って収集し、特にカリキュラム政策の全体像を明らかにすることが求められる。

今後の JICA の協力方針案としては、まずはカリキュラム改訂への協力を通じ良質な教材を提供できる土台を作り、15 日に 1 回行われている現職教員研修（Zona de Influência Pedagógica。以下「ZIP 研修」という。）及び新採用教員研修を通して授業改善を狙う戦略を構築する等の可能性が考えられる。他方、アンゴラ教育省は、算数を中心にカリキュラムや教授法改善の必要性を認識しているものの、タイムラインや評価方法等に不明な部分が多くある。

従って今回の調査においては、カリキュラム政策の全体像をつかんだのち、上記の想定される今後の協力方針の実施可能性を検討できるような情報を収集することが肝要となる。これまで実施された教育政策の決定、実施、評価のプロセスと、今後の教育開発計画を確認し、これらを踏まえ小学校算数科におけるニーズを洗い出すことで、今後の教育協力事業策定のための礎とすることを目的とする。

更に、障害主流化及びジェンダー主流化に関する情報も収集し、上記の将来的な協力事業計画の策定に反映する。

第4条 調査の内容

(1) 基礎情報の収集・分析

今後の案件形成の可能性を探るべく、事業実施の検討に必要な基礎情報の収集および実施体制や留意点にかかる分析を行う。

主に以下の点について教育セクターの基礎的な現状調査³を行う。

- ・アンゴラ政府または教育省が策定した教育方針・計画（カリキュラム改訂全般、教育評価、ZIP研修を含む教員教育、学校運営等）の内容にかかる情報収集とその分析
- ・上記制度や計画に基づいた学校教育制度を中心とした基礎指標及び情報の把握（生徒数、就学率、残存率、学習到達度、カリキュラム・教科書政策、教員教育制度、学校運営等）を通じた現状把握とその分析
- ・今後のアンゴラ政府の教育計画とその実現性に関する分析（特に小学校算数科を中心としたカリキュラム・教科書改訂プロセスの把握と分析）
- ・上記にかかる障害主流化及びジェンダー主流に関連する情報収集

(2) 小学校算数科を中心とした学力・授業傾向の把握⁴

・小学校算数科を中心とした全国学力テスト（Avaliação Nacional das Aprendizagens）の結果の分析を通して、同国の算数・数学科を中心とした学力傾向を分析する。

・特にカリキュラム改訂対象である小学校5、6年生の全体的な学力実態を把握するために、首都から日帰り圏内の他州で授業観察や小規模な学力テスト（5、6年生各1クラス×2校×2都市⁵）を実施し、上記傾向のより詳細な把握に努める。その際、前述の全国学力テスト報告書を分析し、地域間格差の程度を確認し、首都圏との格差度合いにより調査対象サイト（首都から日帰り圏内の他州の学校（農村部、都市部1校ずつを想定））を決定する。学力傾向及び現場の小学校算数授業観察や教師に対するアンケートや聴取を基に、学力傾向の原因となっている教科書、教材及び授業実態を分析する。

³ (1)の内容を中心として現状調査項目とその調査手法を技術提案書で提案すること。

⁴ (2)の内容を中心として現状調査項目とその調査手法を技術提案書で提案すること。本件調査分析手法を技術提案書で提案する際、「教科書・教材開発を中心とした学びの改善クラスター」で記載される3つの要素（教材、支援、能動的学習時間）を分析フレームワークの内に含めることが望ましい。

⁵ 全国学力テスト報告書を分析し、なるべくアンゴラ国の平均的な学力レベルを有している学校を対象校として選定すること。

（３）小学校 5、6 年生 7 教科の新カリキュラム導入のためのパイロット活動の実態把握

現在（2024 年 9 月～2025 年 8 月）、同国では小学校 5 年生新カリキュラム導入のため、パイロット活動（8 パイロット校 X18 州⁶=144 パイロット校、288 教員）を実施中である。その中の教科の一つが算数である。本パイロット活動の目的は、新カリキュラムに準拠した教育省が開発した教師用指導書（「Guia Metodológico」）を活用し、新カリキュラムを教育現場で試行することである。

- ・パイロット活動詳細（実施体制、新カリキュラムに準拠した指導書内容の質、パイロット教員に対する研修内容の質、ZIP 研修の活用状況、教育省が実施するパイロット活動の評価、各パイロット校が学期ごとに提出する報告書等）を確認する。

（４）上記（３）のパイロット活動を実施する教育省の業務プロセスに随伴し、アンゴラ算数教育人材の能力向上ニーズを明らかにする。

2025 年 3 月の国別研修フォローアップ調査で確認されたことは以下の通りである。

- ・現在、前述のように算数を含む小学校 5 年生のパイロット活動を実施中である。
- ・同パイロット活動で使用する指導書は学期ごとに教育省によって開発される。現在小学校 5 年生算数第三学期指導書を開発中。
- ・2025 年 9 月から実施予定の小学校 6 年生のパイロット活動で使用する指導書は、JICA 側の提案を受けて一授業は 4 学習過程で構成し、教科書ドラフトに近い形を取る予定。
- ・小学校 6 年生算数科の年間及び単元指導計画を開発後、第 1 学期分指導書を開発し、2025 年 9 月開始のパイロット活動で活用予定。その後、2 学期分、3 学期分と開発。
- ・本指導書は、パイロット活動を通して改善されることで、その一部を教科書内容として活用することも考慮されている。上記活動に並行して教育省はモニタリング活動も実施予定である。

以上の状況を受けて、将来的な JICA 技術協力を見据えて、以下の手法を使って、アンゴラ算数教育人材の技術協力ニーズを明らかにする。

- ・教育省は 2025 年 9 月からの学校年で小学校 6 年生算数の新しいカリキュラムに基づいて開発された教師用指導書を使ったパイロット活動を実施予定である。現地調査

⁶ パイロット校選定当時の州の数。2025年に3州増えて21州となったが、公告時点でパイロット校に変更はない。

時（2025 年 9 月～）には小学校 6 年生のパイロット活動が始まっているため、教育省技官と共にパイロット校の算数授業を観察する。それによりパイロット教員の授業実施能力と共に教育省技官の授業の質に関する理解度を確認分析する⁷。

- ・ その結果、パイロット教員の授業実施能力及び技官の授業の質に関する理解度の向上が必要と判断された場合は、まずは教育省技官向けのワークショップ⁸を計画実施し、彼らの授業の質に関する理解度がどのような投入でどのくらい向上するのかを確認する。

- ・ 現地調査時（2025 年 9 月～）には、2025 年度の小学校 6 年生算数の第 2 学期分の教師用指導書を教育省技官が開発中である。指導書開発者に必要な能力の課題を見極めるために、同指導書の改善を目指し、彼らの執筆したドラフトをお互いに発表して改善しあうワークショップ⁹を計画実施する。

- ・ 上記の課題に対してどのような投入でどのくらいの能力向上が見込めるかを分析するため、教育省技官の指導書執筆能力を向上するため必要な支援・投入を分析するため、指導書の新たな章（数と計算領域以外が望ましい）を執筆するために必要な技術支援を実施し、指導書の執筆を通して、技術移転の適切な手法を検証する。

- ・ また、パイロット教員の実践が指導書通りでない場合は、教育省技官と共にどの程度の支援で授業実践が改善するのかをパイロット教員に対して試行してみることで、教員の授業実践能力改善のための全国普及時の戦略策定のための示唆を得る。ZIP 研修等既存の CPD フレームワークの活用を含めた、教員の授業実践改善にかかる活動計画を策定する。

第 5 条 報告書等

11 月中旬を目途として簡単な業務進捗報告用資料をとりまとめる。

最終成果品である、業務完了報告書（電子媒体 CD-R 日本語版及びポルトガル語各 1 部）の提出期限は契約履行期間の末日とする。

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、

⁷ 算数授業観察手法及び教育省技官の授業の質に関する理解度を確認するための手法について技術提案書で提案すること。

⁸ 他国での経験を基に課題を仮説した上で具体的なワークショップの計画例を技術提案書で提案すること。

⁹ 「配布資料」、特に「5年生の教員用指導書」をベースとして、質の高い教師用指導書にするためのワークショップの計画例を技術提案書で提案すること。

発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	カリキュラム・教科書改訂プロセスの分析方法→「カリキュラム・教科書改訂プロセスを中心とした現状調査項目と調査手法」	第4条（1）基礎情報の収集・分析
2	小学校算数科を中心とした学力・授業傾向の現状調査項目と調査手法	第4条（2）小学校算数科を中心とした学力・授業傾向の把握
3	算数授業観察手法及び教育省技官の授業の質に関する理解度を確認するための手法	第4条（4）パイロット活動を実施する教育省の業務プロセスに随伴し、アンゴラ算数教育人材の能力向上ニーズを明らかにする。
4	教育省技官向けの具体的なワークショップの計画例	第4条（4）パイロット活動を実施する教育省の業務プロセスに随伴し、アンゴラ算数教育人材の能力向上ニーズを明らかにする。
5	「配布資料」（特に「5年生の教員用指導書」）をベースとした教師用指導書改善のためのワークショップの計画例	第4条（4）パイロット活動を実施する教育省の業務プロセスに随伴し、アンゴラ算数教育人材の能力向上ニーズを明らかにする。

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 3.93 人月

(現地渡航回数：延べ3回)

業務従事者構成の検討に当たっては、算数教育の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び中南米地域

2) 語学能力：英語（ポルトガル語またはスペイン語ができることが望ましい。）

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

配付資料

- 第一回アンゴラ国別研修「初等教育の質向上」研修成果品
- 新カリキュラム関連資料（１～４年生カリキュラム、５、６年生新カリキュラム案、５年生教員用指導書）2024年度全国学力テストレポート

（５）便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA アンゴラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：アフリカ地域または中南米地域における小学校算数教育カリキュラム改訂や教材開発にかかる調査や事業実施

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザ

ル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙２：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2